事 務 連 絡 令和 4 年 6 月 23 日

各都道府県建設業協会 専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会 専務理事 山崎篤男

総合評価落札方式の賃上げを実施する企業の 賃上げ期間及び天災地変等による減点措置の特例の取扱いについて (情報提供)

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省では、令和 4 年 4 月以降に契約を締結する総合評価落札方式による全ての調達について、新たに賃上げに関する評価項目を設け、賃上げ 実施企業に対して評価点または技術点の加点を行うこととなっています。

今回の通知文は、財務省より各省庁に対し、「賃上げ期間の整理」について、これまで賃上げ実施期間を「暦年」または「事業年度(及びその前倒し)」を前提としていたところ、「例年の賃上げ実施月からの1年間」を新たに評価できるものとすることを例示し、「天災地変等による減点措置の特例」について、やむを得ない理由により賃上げが実施できなかった場合に、減点措置を課さない特例について(1)特定非常災害、(2)リーマンショック級の経済危機、(3)その他受注者の責によらない理由がそれぞれ例示した内容となっています。

取り急ぎ、貴会会員企業の皆様へ周知賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上

(添付資料)

別添1 財務省通知文(賃上げ期間の整理)

別添2 財務省通知文(天災地変等による減点措置の特例)

【財務省ホームページ掲載箇所】

https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/public_purchase/index.html

【担当】事業部 山中

TEL: 03-3551-9396 FAX: 03-3555-3218

E-mail: jigyo@zenken-net.or.jp

各省各庁会計課長 殿

財務省主計局法規課長

事務連絡

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業について、事業年度開始月と賃上げ実施月が異なる場合の取扱いについて

標記のことについて、今後は下記の通り取扱うこととするので、ご了知の 上、関係職員に対してもご連絡願います。

記

事業年度開始月と賃上げ実施月が異なる場合については、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る賃上げ実績の確認の運用等について」(令和4年2月8日財計第452号。以下「第452号通知」という。)の別紙において、「令和4年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和4年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから1年間の賃上げ実績を評価する。」ことを例示したところである。

一方、事業年度開始月より後の賃上げについては、令和4年度からの賃上げを推進する本制度の趣旨に鑑み、次のいずれにも該当する場合にのみ、賃上げ実施月から1年間の賃上げ実績を評価することができるものとするので、ご留意願いたい。

- ② 契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること※ 暦年中の賃上げを表明している場合にあっては、当該暦年内に賃上げが行われていることとする。
- ② 当該企業の例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること (意図的に 賃上げ実施月を遅らせていないこと)
 - ※ この場合の賃上げ実績の確認時期は、事業年度終了後を基準とするのではなく、 当該評価期間の終了時を基準とすることとし、確認書類等は、第 452 号通知による 税理士等が認めた確認書類等によることとする。

各省各庁会計課長 殿

財務省主計局法規課長

事務連絡

「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」に基づく減点措置の取扱いについて

標記のことについて、今後は下記の通り取扱うこととするので、ご了知の 上、関係職員に対してもご連絡願います。

記

賃上げ加点措置を受け、賃上げ水準が未達成の場合には、減点措置を課すこととしているところであるが、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者の取扱いについて、減点措置を要しないこととし、できるだけ多くの事業者が賃上げ表明を行うことが可能となるよう、その典型的な事例を予め次の通り例示することとしたので周知する。

なお、以下の(1)及び(2)に相当する減点措置を課す必要がないと考えられる事象が生じた場合には、改めて財務省から通知を行うこととするので、 ご承知おき願いたい。

- (1) 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に 関する法律(平成8年法律第85号)第2条第1項の規定に基づき指定された特定非常災害であって、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。
- (2) 各種経済指標の動向等を踏まえ、平成20年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。

- (3) (1)及び(2)に該当しない場合であっても、次のような自らの責によらない場合で、かつ、その事実を客観的に証する書類とともに従業員が署名した理由書の提出があった場合は減点措置を課さないこととする。
 - ① 自然災害(風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等)や人為的な災害(火災等)等により、事務所、工場、主要な事業場等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となった場合
 - ② 主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合
 - ③ 資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合

など

- ※「事実を客観的に証する書類」とは、罹災証明や契約書類の写し等を想定しているが、これに限らない。
- ※(1)から(3)は例示であり、これ以外の事象等については、今後必要に応じて 別途通知する。